

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・豚熱発生に伴う搬出の制限

所管課(室)名
農 業 経 営 課

告 示

長崎県告示第562号の2

豚熱のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び長崎県家畜伝染病予防規則（昭和27年長崎県規則第45号）第2条の規定により、家畜及び物品の搬出を当分の間制限する。

令和5年8月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 搬出の制限

- (1) 搬出を制限する家畜の種類
豚及び猪並びにその死体
- (2) 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 搬出を制限する期間
令和5年8月30日から当分の間
- (4) 搬出を制限する区域
松浦市（福島町、鷹島町）の一部

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト